平成15年度第1回宮城県民間非営利活動促進委員会

1 開会

事務局

ただいまから平成15年度第1回宮城県民間非営利活動促進委員会を開催いたします。 はじめに、当委員会の委員に交替がございましたのでお知らせいたします。

県議会議員として委員を務めていただきました袋正委員と岸田清実委員つきましては、 議会常任委員会の委員変更によりまして退任され、新たに秋葉賢也議員と坂下康子議員が 委員として就任されておりますのでご紹介申し上げます。

それでは、秋葉委員と坂下委員から御挨拶をお願いいたします。

秋葉委員

県議会議員の秋葉賢也と申します。

この委員会は、所管する環境生活委員会から2人の委員が充職で入ることになっておりまして、議会の常任委員会も1年交替なものですから、私も初めて委員として参加させていただきます。

本県のNPO活動は全国的にみても活発な方ではないかと思いますけれども、今後ますます活性化されますように微力ながら一生懸命に勉強させていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

坂下委員

同じく県議会環境生活委員会委員として、当委員会委員に就任させていただきました 坂下康子と申します。

県内のNPOの活動は活発であるという印象を持っております。たくさんのNPOが宮城県に誕生しましたけれども、その基盤強化という部分がこれからの課題になっていくのかなと思っております。

基金の方もこれから立ち上がり、いろいろな意味でNPO活動が広がっていくような話し合いをしていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

事務局

ありがとうございました。

なお、本日は宮城県北部連続地震対策に関しての県議会全員協議会が急遽開催されることとなったことから、秋葉委員、坂下委員におかれましては、これから議会の方に向かわれることになるため、途中退席なさいますことをお知らせいたします。

また、本日は渡邊委員と須藤委員が都合により欠席、また、藤田委員、紅邑委員につきましては少々遅れるという連絡が入っております。

それでは次に事務局の職員をご紹介申し上げます。

県環境生活部次長の渡邊でございます。

同じく環境生活部NPO活動促進室長の青山でございます。

同じくNPO活動促進室の阿部でございます。

みやぎNPOプラザ館長の武田でございます。

同じく次長の伊藤でございます。

同じく次長でNPO活動促進班長の黒川でございます。

私はNPO活動促進室長補佐の岡野でございます。

それでは、次長の渡邊から御挨拶申し上げます。

渡邊次長

この4月に着任いたしました渡邊でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

今日は、お忙しい中、そしてお暑い中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。そして、日ごろから宮城県の民間非営利活動の促進のために協働いただいておりますことに心から御礼申し上げます。

今日は議題も多ございますので、ぜひ、十分な御審議をいただきたいと思います。よろ しくお願い申し上げます。

事務局

それでは開会に当たりまして、山田会長から御挨拶をいただきます。

山田会長

お暑い中お集まりいただきましてありがとうございます。

促進室の方も大分顔ぶれが替わって、NPOプラザの館長さんも替わられて、リフレッシュして次の新しい課題に取り組んでいかなければいけない時期に来ているのかなと思っております。

特に、NPOの促進について、宮城県は活気あふれる取り組みで順調にスタートしたかと思いますが、この基本計画書をみてみますと平成12年に作られたもので、そろそろ一度点検が必要な時期なのかなと思っております。そういった意味で新しい顔ぶれのみなさんを交えながら、いろいろみなさまの新しい知見を盛り込んでいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

事務局

ありがとうございます。

それでは、引き続き山田会長に議事の進行をお願いしたいと思います。よろしくお願い します。

山田会長

協議の項目が 6 までございます。かなりボリュームがございますので、よろしくお願い いたします。

それでは、最初に協議事項の1の平成15年度の事業実施状況と、それから関連のあります3のファンドについて事務局の方から御説明いただきまして、その後、御議論いただきたいと思います。それではお願いします。

NPO活動促進室阿部主任主査

それでは、協議事項の(1)平成15年度の事業の実施状況とそれから(3)のみやぎ NPO活動促進ファンド(仮称)について併せて御説明いたします。

資料の2ページをお開き願います。

まず、今年度の取り組みとして、主要項目の1のNPO法の施行事務ということで、これにつきましては、NPO法人の設立の認証事務で行っているところでございます。現在のNPO法人の数ですが、7月31日現在で186法人となっております。今年度に入りまして既に26法人を認証しておりまして、例年になく速いペースで数が増えている状況

でございます。

次にNPO活動促進委員会ですが、本日開催している委員会が1回目ということで、例年2回から3回程度開催しているところでございます。

3の促進事業から1つずつ簡単に御説明いたします。

NPO活動企画コンペ事業につきましては、平成11年度から実施している事業でございまして、NPOから活動企画を公募いたしまして、優れた企画を選考してその実施に要します費用を助成するといった事業でございます。助成限度額は20万円ということにしております。今年度は仙台市以南を対象にして公募をかけ、応募団体は18団体で1次選考を通過した団体が13団体でございまして、2次選考を行いまして最終的に助成決定された団体は9団体ということで、今月に入りまして早速、助成金の交付をしておるところでございます。NPO活動企画コンペ事業は一応今年度で終了ということにしておりまして、来年度からは、これから説明いたしますNPO活動促進ファンドに発展的解消するということにしております。

次にNPO・青少年協働促進事業ですが、これは今年度で3年目の事業ですが、高校生がNPOの活動を実際に体験する機会をコーディネートいたしまして、NPO活動そのものを活発化させるということと、青少年の健全な育成に資するということを目的として実施しております。具体的な事業の内容ですけれども、実際にNPO活動をしている方が講師となって、実際に高校に出向いて出前講座を実施しております。今年度は40校を予定して、既に何校か実施しているところです。それから、NPOと高校生の協働事業ということで、これは高校生がNPOの活動に実際に参加する機会を設けまして協働のワークショップを体験していただくというものでございます。

それから、みやぎNPO活動促進ファンドについては別に資料を付けております。42 ページをお開き願います。この事業の目的はNPOが公益活動を展開する上で必要とされ る資金について、県からの出捐金と市民・企業からの寄付金を原資といたしまして、基金 を作り、これは公益信託方式で行うわけですが、この基金から一定年限、NPOに対して 助成を行うものです。このことによって、事業運営に関するマネジメント能力の向上であ るとか、他団体とのネットワークの構築を図って、NPOの自主・自律的かつ継続的な活 動を促進するといったことを目的として、今年度、制度を立ち上げようとしているもので ございます。具体の実施手法につきましては、信託銀行に県からのお金を公益信託方式に よりまして預けます。そこに、一般の市民・企業からの寄附を募って、それらを合わせて 原資を構成いたします。その上で学識者やNPO関係者で構成されます運営委員会という 組織を設けまして、その運営委員会で助成するNPOを選考して助成を行うといった制度 でございます。県からの出捐金といたしまして、今年度は1千5百万円を出捐する予定で ございます。来年度以降は、順次5百万円程度を拠出いたしまして、県からの拠出金とし ては5千万円程度を考えておりまして、そこに一般からの寄附を合わせて原資を構成する こととしております。公益信託の組織の中に信託管理人という方を設けることとなってお りますが、役目としては公益信託のお目付役的な立場の方で、公益信託の開設許可を行う 県が選任することとなっております。それから、実際の助成事業の内容やどのNPOに助 成するかといった選考までも行う運営委員会を設けることとしておりまして、現在、だい たい5人から10人ぐらいで構成しようと考えております。それから、一般市民、一般企 業からの寄附の受け入れにつきましては、受託者である信託銀行が担うこととなります。 公益信託の運営に必要な費用につきましては、信託財産の中からだいたい1%前後の割合 で信託銀行に支払われるといったシステムになります。今年度は制度立ち上げの年でござ いまして、実際の助成金の交付につきましては来年度早々に、交付したいと考えておりま す。今年度は制度立ち上げの年ですので、慎重に確実に進めて参りたいと思います。

次に2ページに戻っていただきまして、今年度の新規事業でございますけれども、NPOの活動実態・意向調査事業というものを計画してございます。これは後ほど、協議事項として載せておりますので、後で詳しく御説明したいと思います。

次に庁内NPOサポーター派遣事業ということで、これは県庁職員の中にも資格や特技を持った職員がおりますので、そういった技能・資格を有する県庁職員を募って人材リストを作成して、そのリストをNPOに提供してNPOが必要とする人材を県庁から派遣するといった事業でございます。

次に職員研修事業ですが、これは県庁の一般職員を対象としてNPOに関する意識啓発 事業を行うものです。10月以降に実施していきたいと考えております。

次にみやぎNPOプラザにぎわいサロン事業ですが、これはここのNPOプラザの交流 サロンを会場といたしまして、希望するNPOに場所をお貸しして自らの活動の紹介をし ていただくという事業で、これは12ページに資料を付けておりますけれども、今年度に 入りまして既に2つの団体が実施しておりますし、なお今後の予定といたしましては9月 に1つ予定されております。これは随時募集しておりますので、増やしていきたいと考え ております。

次にNPO業務委託推進事業でございますけれども、これは平成13年4月にNPO推進事業発注ガイドラインというものを作りました。このガイドラインに則りまして県庁内の各部署からこのガイドラインの推進事業として認定する事業を募集しまして、今年度は17件の事業がこのガイドラインに則った推進事業に選定されております。17件の内訳につきましては13ページに資料をつけております。

それから今年度の新たな試みといたしまして、平成14年度にNPOに委託した事業に関して、NPO協働事業レビューという評価事業を現在実施しております。これにつきましては、NPOと行政とのパートナーシップの構築ということを掲げてこれまで、例えばNPO推進事業発注ガイドラインに基づく業務委託の推進であるとか職員の意識の啓発を目的とした研修会といったものを実施してきたわけですが、なかなかNPOの本質に関わる理解が全庁的にはまだまだ図られていないということもありまして、本来あるべき協働関係がなかなか進まないというのが現状でして、こういったことからガイドラインに則りまして選定された各事業について、委託側である県と受託側であるNPOが共通の様式を使って自己評価を行い、その自己評価をもとにして意見交換を行い、相互の理解の促進と今後の有機的な協働関係の確立を推進することを目的に評価事業を今年度から新たな試みとして実施しております。評価シートにつきましては、三重県の評価みえというところが作成したシートを了解をいただいた上で使わせていただき、県とNPOそれぞれが自己評価をしております。そして、それをもとに今後意見交換を行って望ましい協働関係のあり方についての建設的な協議を行うこととしております。

次にNPOプラザ運営事業ですけれども、平成13年4月に設置されましたNPOプラ

ザの管理運営を引き続き行っているところでございます。プラザの利用状況といたしましては、20ページに利用状況の表をつけておりまが、5月に利用者が5万人を突破いたしまして7月末現在では58,626人の利用者数となっております。それからNPOプラザの交流サロン内に県内各圏域の活動紹介コーナーを設けまして、県のNPO活動の中核拠点施設として市町村であるとか、あるいは圏域の中間支援型NPOとの連携を強化して全県的なネットワークの構築を一層促進していこうと考えております。

簡単ですが、(1)と(3)の協議事項につきまして御説明させていただきました。

ありがとうございました。

今の報告につきまして御質問、御意見ございましたら出していただきたいと思います。 坂下委員

ファンドなんですが、総額5千万と書いてありましたけれども、民間の寄附も入れると7千万ぐらいの見込みと伺っていたんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

青山NPO活動促進室長

今年は県から15,000千円拠出しまして、来年度以降7年ぐらいかけまして500万円ぐらいづつ、合計で5千万円ぐらい県から拠出し、それに合わせて民間からの寄附を2千万ぐらいを少しづつ集めていくつもりです。

坂下委員

山田会長

資料に記載されている5千万というのは、県からの拠出金という意味ですね。はい、了解しました。

山田会長

今、民間からも寄附を集めるということでしたが、民間から出していただくための取り 組みとか広報の働きかけとか対策はおありですか。

青山NPO活動促進室長

それにつきましては、これから詰めなければならないことで、生煮えでございます。趣旨としましては、県が拠出するファンドでありますけれども、義務的な形で企業さんに出してくださというのは望ましくないと思ってますので、なるべく企業なり個人なりが本当に自らの意思で出して頂けるような方法を考えたいと思いますが、具体的にはまだ構築できていない状況でございます。

秋葉委員

こういったファンドを構築して対応していくという方向性は非常に好ましいことだと思います。このように県財政が厳しい中で5千万を積み立て、また、民間からの寄附2千万円と言ってもこのような経済情勢の中で複数年かけてやるにしても、かなり大変な努力を要するのではないかと思いますが、このような数字を想定するに当たって、年間の運用見込み額をどのように見積もって、例えば運営委員会の費用もこの中から賄っていくということですけれども、こういったファンドの運営経費とか実際NPOに補助していこうとする見込額がまず最初にありきで、その上でこれだけ集めなければならないということになると思いますので、その辺の試算をお聞かせいただきたいと思います。

青山NPO活動促進室長

今、秋葉委員がおっしゃった細かい試算までは、なかなか、し切れていない状況です。

ファンド運営費は信託財産のだいたい1%を費用として支払うというイメージでおりまして、数十万円という大変少ないお金ということになります。助成額としては年間650万円から700万円ぐらいは出していきたいなと考えておりまして、平成25年度ぐらいまでに使うという組み立てでおります。

秋葉委員

本県の場合はNPOの約半分が仙台市ということで、県の大宗を占める仙台市の役割、 負担という観点からですね、このファンドには県と民間、市民からということになってる んですけれども、やはり他自治体との連携ということも視野に入れるべきではないかなと 思います。ただ、そうなった場合に対象として考えられるのは仙台市だと思うんですね。 ですから、仙台市の所管課とも協議していることがあれば教えていただきたいのと、可能 であれば仙台市さんにもこのファンドへの出捐を呼びかけることも必要ではないかと思い ますが、その辺の状況を教えていただきたいと思います。

渡邊環境生活部次長

このファンドを企画するに当たりまして、これまでNPOの財政支援ということでコンペ方式で実施してきたわけですけれども、基金を設置してより強く支援していこうという方向性の中で、どういうやり方がよいのかと御協議をいただきまして、なるべく県の関与が薄いということと、こういうご時世でございますので、その果実も少ないので取り崩し型ということで、この公益信託方式をみなさんと一緒に選んだと聞いております。県から税金を拠出する部分と市民から広く集めるという部分というところで、他の自治体からもというお話しだと思いますけれども、これまでのところ自治体に協議をしておりません。今後、そういうお話しについても内部で検討いたしまして、必要とあれば、また可能性があるのであればさせていただきたいと思いますが、私個人の考えでございますけれども市町村にもこういうものがあっていいでしょうし、それからせんだい・みやぎNPOセンターが既に始められた民間のファンドもあっていいし、いろいろお財布はあっていいのではないかと思います。それがうまく共存してNPOのみなさんに活用していただけるように協働を進めて参りたいと思います。

山田会長

仙台のことで知っている範囲で補足させていただきますと、仙台市の方は去年まで市民活動企画コンペを年間300万から500万程度でやられていたと思いますが、今年度から各区毎にやはり同じくらいの金額で再スタートしましたので、そういった意味ではむしろ拡大して企画コンペをやっているわけですので、仙台市に声をかけてもなかなか難しいかなという印象がありますね。それと関連して意見なんですが、仙台市はそういった形で進められていますので、県が取り組むとすれば、むしろ農村部の自治体に対する基金支援という方向に向けて行けたらいいかなと思うのですがいかがでしょうか。仙台市と区別するわけにはいかないということになるのかも知れませんが、結局、助成されるのは仙台市内のNPOになるとどうかなという私の感じです。

藤田弁護士

NPOに競争してもらって、そしていい仕事を県が発注するということで、育てもするし、県もそれによって利益が上がるというのが大事だと思いますが、このNPOの推進事業だけだと県の全体の仕事の中でどういう事業をNPOに発注するか、その分県が費用を

かけなくても済むという部分が対応しないとおかしいわけですね。今まで地方公共団体が 税金を投入しているいろなイベントを企画したり調査をしたりするわけですが、よく批判 されるのが外郭団体に丸投げをして、その使い道が非常に不明朗だといったことがあって、 そういったことを浄化するためにもNPOを大いに利用するということは非常に重要なこ とだと思いますが、NPO活動を促進させるためだけにNPOに発注するのではなく、県 のどこの部分の費用が節減されるのかというところと連携しないと、県でもやっている、 NPOでもやっているという二重に無駄な事業をしたりすることがないように、県全体と してどの部分がNPOが肩代わりできるのかというところで、常に連携し合わないといけ ないと思うので、その辺の横の流れをきちんと検討できるようにしていただきたいと思い ます。

山田会長

今のお話はNPOへの業務委託についてのお話しでした。

青山NPO活動促進室長

前に山田会長からお話しのありました仙台市には別途システムがあるのでということでしたが、県といたしましては県全域を対象とするファンドでございますので、ファンドの趣旨が財政基盤の強化を側面的に支援するということで、当然仙台市以外のNPOにも広く手を差し伸べたいというのはおっしゃるとおりでございます。仙台市を除外するということでもなく、そこも含めて支援するということだと思っております。

それから、藤田委員のおっしゃる御質問は山田先生がお話くださったように業務委託をわれわれがするときにどういうものを業務委託して、どういうものを県でやるかという問題だと思います。これは当然出てくる問題でございまして、それは行政でやらなくてもいいとか、不効率なところはNPOに委託するとか、その辺のところは整理しなければならないと思います。

大木委員

行政がなぜ、NPOあるいは市民の活動に助成できるのかということを考える上でのヒ ントというか私の体験上の話をさせていただきます。例えば我が町で孤独死を全部なくそ うと新しい事業を始めたとします。孤独死をなくすために公務員をたくさん増やして一軒 一軒対象となりそうな所を毎日毎晩廻って歩くということは、まずできないわけですね。 ところが、たまたま私が体験したのが、ある主婦たちが自分たちでボランティアグループ を作りたいという相談があってその相談に乗ったのですが、自分たちは特別な能力もない しどんなことができるかわからないけれども少なくとも近所の人達 5 , 6 人でグループを 作って何か地域であったらお互いに連絡し合って対応しようということで作ったグループ があったわけです。それがたまたま、ある日夜8時に電気のついたお宅があったと、8時 に電気がついていて別になんの不思議もないんですが、グループの1人が気がついてグル ープに声をかけてそのお宅に行って窓から見たら1人暮らしの方が倒れていたということ で、至急に手配をして命をとりとめたという話しがあったんです。これはたまたま住民が、 その方はどんなに遅くても8時以降電気をつけたことがないということをなんとなく知っ ていたから「8時以降電気がついている、なんだろう」と思って行って見たらそういう倒 れている現場を発見したわけです。これは住民だからできるわけです。どんなに公務員を 増やしたからといって、お金をかけたからといって、そういう人を発見することはできな

いわけです。例えば住民同士がそういう支えあいのための活動をしようということでそれを促進する人がNPOで行ったとすれば、そのNPOを支援することによってむしろ市町村の費用が大幅に削減できる、公務員がたくさんいて巡回する必要はなく、住民がお互いに見守りをして安全を確認できるというシステムがその街にできれば、それはすばらしいことです。そういう活動をむしろ優先的に助成するというように見るといろいろ見えてくるのではないかと思いまして申し上げてみました。

それから企業からお金をいただくということなんですけれども、こういう経済情勢の中 でお金を出すというのは大変なんですね。私もいろいろ企業さんにお願いしてます。15 0社に手紙を出し、70社に電話をし、5社が協力してくれたというようなことで、なか なかお金をいただくというのは大変な話なんですね。そういう体験上から言っても、企業 が何らかの意味で社会貢献をするというのは、いろいろ理屈があるわけです。要するに社 内で合理的だという判断ができる条件を作ってあげないと、企業はお金は出せないのでは ないかなと思います。その企業がお金を出すというのは4つぐらいあるのではないかと考 えてみたわけですけれども、1つは中小企業の社長が自分の人生観で自分はそんなに儲け なくてもいんだと、世のため人のために役立ってもらえればいいんだ、だからいろんなと ころに寄附をするというようなことがあります。しかし、あまり一般的ではないです。 少し大きくなってくると、例えば会社に人の派遣をボランティア団体が要請すると、そう いうところに人を出すということになって、それは1つは企業が営業活動をやる上で、何 か情報を手に入れられるかも知れない、ということで人を出すわけです。行った人もそこ で市民とふれあうことによって、さまざまなアイディアをを持ってまた会社に帰ってくる ということで、社会貢献してもけっこう見返りがあるなと思えば企業は出します。それか らもう1つはマーケットの先行投資ですが、これは高い理念に基づくマーケットの先行投 資という考え方もあると思います。例えば環境とか福祉というところに企業もお金を出す わけですけれども、それは遠く将来的にみたときに地域が安定した方が自分自身の事業が そこでやりやすいと判断するから社会貢献をするのだろうと思います。けっして営利企業 が慈善的な意味で寄附をするということはなかなかあり得ない話でむしろ当然なことだと 思います。もう1つはアメリカなんかでは企業の評価を消費者団体がやって、この企業は こういう社会的ないいことをしたというようなことをパンフレットや何かに書いて、市民 に配っているわけです。そうしますと同じような品物を買うんだったら、むしろいいこと

している会社の物を買おうという選択肢が消費者の中に働くということから、企業も消費者対策という必要性から積極的に社会に何らかの貢献をしようという動きが見られるわけです。ですから、そのように合理的な理由というのを提示できるような形で参加を求めないと、なかなかお金は出ないと思います。例えば県がファンドを作るといった時、それは税金も使うし民間のお金も使うという非常に参加しやすい条件を提示し、また企業に対し税の控除があるというようなインセンティブが働くようなものがあれば、積極的に動いてくれると思います。そういうことで寄附を集めるということは大変なことですから、県の名前で出せばどんどんお金が集まるということは絶対にありませんので、市民も含めて一緒に考え、企業のニーズにも応えながらやっていかないと絶対に集まらないと思いますので、その辺の方策を今後どのように考えられるかというところを質問したいと思います。

山田会長

今のお話しで前段の方は藤田委員の御質問に関わることだと思いますが、私も今、大木さんが言われたことに同感で、1つはコスト面で小さな政府を作るためにNPOへの委託がどういう意味があるかということをはっきりさせなさいといった御意見だと思います。もう一方では、コスト面だけではなく行政では十分できない事業を民間にお願いする、いわゆる委託事業というのはパートナーシップ事業であるという意味がもう1つあるんだとお話をいただいたと思います。それは基本計画の中にも委託業務というのは資金支援ではなくてパートナーシップ事業であるということが言われておりますので、今、大木委員からその点について再確認いただいたと思います。

それから後段の方は、きちんとインセンティブを提示できなければなかなかお金は集められないので、単に勧誘するということではなくて、どうインセンティブを引き出していくかということを明確にプログラムしなさいということだと思います。

紅邑委員

42ページの10番のところに運営委員会の開催費用等事業実施に伴う費用は信託報酬として信託財産から支払うとありますが、事業実施の主体となるのは信託銀行という形になるのかそれとも県が行うのか、それともこの運営委員の方たちがやるのか伺いたいことが1点と、それから一般寄付を集めるのは本当に大変で、私たちのところでもやっと動き始めた民間のファンドがありますが、これの準備期間には4年を費やしてまして、そしてやっと企業の方たちにも理解をしていただきながら徐々にですが広がりをみせているものですけれども、それでもまだ私達自身の発展途上だと思いますので、どんな形で一般の寄付を集めるような広報を検討されているのかという2点を質問いたします。

青山NPO活動促進室長

まず、1点目の事業実施を行うのが、信託銀行なのか、県なのか、運営委員会なのかという点についてですが、これは受託した信託銀行が事務局となります。運営委員会については43ページにスキーム図がありますので御覧いただきたいのですが、運営委員会は助成先を選定したり、その他ファンドの運営について助言、勧告機能ということでございますので、当然運営委員会で議論したものを踏まえて事務局である信託銀行の方で事務を行うということを想定しております。

もう1点、寄付のお話につきましては、大木委員、紅邑委員のおっしゃるとおりだと思います。我々としても当然、このファンドの趣旨が県もやるけれども市民全体でNPOを支えるんだいうものでございますので、例えば企業が寄付される場合にはその企業さんも支えるサポーターの1人なんだよということがわかるような方法を検討したいと思います。

紅邑委員

広報する場合に、この信託という形で設置すると民間の基金と同列で展開されていくと考えられるんですが、そのときに同じフィールドでということであれば、例えば県が出すから寄付をということではなく、いろんな基金が地域にあるんだということを一緒に広報するということもできるのではないかと思うのですが、その辺はどのように考えていらっしゃるのか聞いてみたいと思います。

渡辺環境生活部次長

先ほども申し上げましたように、多様な支援のあり方があってよいと考えておりますので、広報の力が例えば県政だよりという全ての県民にいきわたる広報力を持っている県として、こういう選択肢があるよと、全部網羅することができるかどうかはともかくとして努力をさせていただきたいと考えております。

熊谷委員

寄附の募集は銀行がするわけですね。預金集めはしているだろう銀行だけれども、銀行が寄附を集めるというイメージがわかないのですが、どのようにやってもらうのですか。イメージ図の中で市民企業の矢印が寄付にばかりになっていて募集業務にはないんですね。市民、企業だけからの矢印があって、信託銀行から市民、企業に対して矢印がないというのは不自然と言えば不自然という感じがするわけですね。信託銀行がどういうツールを使って寄附とか募集をするのかという実例みたなものを紹介していただけませんか。

青山NPO活動促進室長

まず43ページの矢印は確かに寄附を受ける前に募集というのは当然あるので、矢印は あるべきだと思います。失礼いたしました。

それから、募集の方法は、実際には信託銀行がすることになると思うのですが、これから受託する銀行を決めて、そことの御相談になるかと思います。その銀行さんがどういう風にやろうとされているのかということになるかと思いますけれども、NPOの支援に関して公益信託を作っているという例があまりないのですが、基本的には銀行でファンドの宣伝をして集めていると思います。確かに信託によってはその中にサポート組織を設けてNPOなりに委託してやっているというのを聞いたことはありますが、詳細には調べ切っておりません。

山田会長

私が知っている、岩手県の岩手NPO基金というのを公益信託でやっておりまして、事務業務を銀行が行うのは無理なので、実際にはNPOに委託をするという形でサポートしている例が多いと思います。確か青森もそのような形でやっていると思います。

藤田委員

寄附をする市民や企業は助成分野を特定できるのだったでしょうか。それともお任せということになるんだったでしょうか。

青山NPO活動促進室長

それは、まだ決まっておりません。まず、信託を立ち上げてその中で決めていきたいと 考えております。確かにいろいろな選択肢はあるかと思います。

山田会長

県がそのような可能性に関して何らかの制限をしないというのであれば、逆に運営委員会の中で決めていってもいいのかも知れませんね。

それから、県のNPO活動企画コンペというのは、何となく冴えなかった気がするんですね。外から見ていたのでよくわからないのですが、応募件数も少なくて。それをファンドに引き継ぐという話があったんですけれども、だとするとやはリNPO活動の総括をきちんとやっていかないと形が変わっただけということにならないようにという、希望ですが。

青山NPO活動促進室長

それにつきましては前の促進委員会でこのコンペの総括をしてくださいという要請があったと聞いておりますので、議題にはきちっとは書いていないのですが最後に事務局の方から御説明したいと思っております。

山田会長

大分議論いただきましたけれども、今、出された意見を踏まえて今年度の事業なり、あるいはファンド事業を進めていただきたいと思います。

紅邑委員

今、みなさまのお手元にグリーンのチラシを渡したのですが、当センターで合わせて250万円の資金提供が行われていますという御報告と、それからこれはNPO情報ライブラリーに登録していただくことが前提となっておりまして、法人格の有無は問わずとなっておりますのでお知らせします。このようにせんだい・みやぎで行っている民間のファンドがスタートしたということで御報告させていただきました。

山田会長

このように民間でやられているファンドもありますので、お互いの基金がより有効に活きるような形で後発の県は取り組んでいただきたいという気がしますのでよろしくお願いします。

それでは、次の議事にいきます。2番目のNPO活動意向・実態調査について、事務局からお願いします。

青山NPO活動促進室長

まず、資料の21ページをお開きいただきたいと思います。

この調査の目的でございますけれども、平成12年10月に民間非営利活動促進基本計 画を策定していただきましたが、この中で5年を目途として見直しするということが書か れております。そこで来年度以降検討していくに当たってより実態に即して行うために、 今年度、県内におけるNPO活動の実態、意向を調べるものでございます。調査は今年の 12月1日現在で行うこととし、実施にあたってはNPOに委託しようと考えております。 この事業自体がNPO推進事業発注ガイドラインに選定されており、このガイドラインに 沿って受託NPOを決めたいと思っております。調査の具体の内容なんですけれども、調 査票を今回添付しておりますので、それに沿って御説明したいと思います。今回の調査の 目的が基本計画の見直しということでございますので、基本計画の改訂について初めにお 話したいと思います。41ページの資料を御覧いただきたいのですが、先ほど申し上げま したとおり、この基本計画につきましては5年を目途として基本計画全体の内容を点検し ながら見直しを行うということになっておりますことから、平成17年度には見直しをし なければならない状況でございます。そのため、今年度NPO活動実態・意向調査を行い まして、その結果をもとに来年度、再来年度に見直し検討委員会を実施して県民の意見を 聴取した上で、議会の議決を得て改訂を行いたいと思っております。見直し検討委員会は、 できればこの促進委員会の場を想定させていただければと思います。想定されるスケジュ ールといたしましては、今年度調査を行い平成16年度に促進委員会で改訂内容を議論し ていただきと思っております。基本方針の検証から始めまして、関連する施策体系の見直 しをしまして、施策体系に基づきまして具体の事業というふうにブレークダウンして見直 ししていただくことを想定しております。そして平成17年度にパブリックコメント、県

民の意見聴取手続きを行いながら見直し骨子案を固めていただきたいというのが希望でご ざいます。このようなスケジュールのもとに今年度調査を実施するわけでございまして、 その内容をご説明いたします。調査項目につきましては23ページ以降に記載しておりま す。具体的には24ページ以降が調査票の中身になっております。多少分量が多くて見に くい部分もございますので、全体構成を御覧いただきながら見ていただいた方がよろしい かなと思いまして、今回別途配布させていただいております「活動実態・意向調査構成」 という1枚紙で表になっているものがございます。それがだいたいの構成になっておりま すので、これに沿ってご説明いたします。まず、全体の構成をざっと申し上げますと、大 きくは活動実態の把握の部分と意向把握の部分と2つに分かれております。その中で、特 に意向把握の部分につきましては、一番右に基本計画の該当箇所という部分がございます ように、正にこれが基本計画の見直しに結びつくものでございますので、現行の計画の内 容についてNPOの方々がどう思っているかということがわかるように、基本計画の体系 と対応させて作っております。意向把握についての調査項目を説明する場合には、適宜基 本計画の内容もご紹介しながら説明いたします。では、まず活動実態把握の方からでござ います。第1章が団体の概要でございますが、調査票でいうと24ページです。1の団体 の概要は、団体の属性というか、いろいろな最低限の団体の概要でございます。名称であ るとか代表者氏名などに始まりまして、活動分野や会員数や行政からの委託の実績なども お書きいただこうかと思っております。実はこの内容は一部を除き、団体のこのような情 報をみやぎNPO情報ネットという、こちらで展開しておりますホームページに載せてい る様式でございます。ですから、最新の情報をさらにここで聴取するという形になります。 次の第2章の活動内容でございます。調査票25ページ以降でございます。ここは団体の 活動内容ということで、問1、問2で活動分野について現在の分野と今後取り組みたい分 野に分けて聞きます。あと、活動形態ということで資金援助とかサービス提供を聞きます。 問4で活動の地理的範囲ということを聞きます。問5で活動頻度、問6で情報収集・発信 の媒体、どういう方法で情報を収集したり発信したりしているのかを聞きたいと思います。 26ページが第3章、組織運営の状況ということで団体の内部管理的なものでございます。 問7の一番始めが事務所の所在形態、問8から問12まではスタッフの関係でございまし て、問8で人数を聞き、問9で給与の水準、問10から問12でスタッフの属性の傾向と 言いますか性別なり年齢なり職業なりをお聞きしたいと思います。27ページが第4章の 財政状況でございます。問13,14が収入に関する部分でございまして、13で収入源 を聞いた上で14で事業収入の内容をお聞きします。問15は財政規模でございます。問 16は支出内訳でございます。問15の財政規模を問うことで、後で出てくる調査項目と クロス集計かけることで財政規模別の傾向の違いがあるのかどうかというようなことも見 たいなと思っております。財政状況は以上でございます。ここまでが活動の実態把握の部 分でございます。28ページ以降が意向把握の部分に移行します。まとめて言いますと第 5章、第6章がNPO活動の支援促進に関する調査項目と捉えます。これは基本計画の施 策の体系の1つにNPO活動の支援促進に関する施策と事業ということで書かれておりま して、それに対応するものです。基本計画におきましては人材育成、広報啓発や資金支援、 中間支援組織の育成連携といったことが書かれておりまして、それらについてのニーズを 調べるための調査項目を設定しました。28ページ以降ですが、問17の初めは活動につ

いての現行の問題点、問18が行政からの支援のニーズを聞き、問19、問20で資金面 でのニーズを聞きます。問19では財政的支援の種類についてのニーズを聞き、問20は 公益信託方式による支援のニーズも聞きます。これは当然、我々のファンドを立ち上げて いくということを想定したものでございます。29ページに移りまして、活動の場の提供 についてさらに聞きます。これはどういう形で活動の場の提供支援を求めるかということ をお聞きします。問22がNPO活動に対する評価ということで聞きます。誰がどういう 形で評価すべきかということでNPO活動の評価についてのニーズをお聞きしたいと思い ます。第5章は以上でございます。第6章は中間支援組織について種々の質問をするわけ ですが、問23は利用の有無、問24が利用のし方、問25は利用していない理由、問2 6に自由記入と考えておりまして、中間支援組織に対して期待されていることを聞きたい と思います。次には31ページはパートナーシップの確立という新しい施策の柱に従って 聞こうと思っております。これは基本計画上はNPOと行政のパートナーシップというこ とで政策形成のプロセスへのNPOの参加とか行政からの委託といったことが書かれてい る部分で、それに対応する質問でございます。問27は行政に対する意識で、行政とはど ういう関係かという考えを聞き、問28は関わりを持ちたくないと書かれたところにその 理由を聞きます。問29は行政施策とはどういう関係にあるかという、行政との位置づけ を聞きます。問30は実際どのような行政との関わり方を持っているかという関わりの形 を聞きます。32ページなんですが、行政との協働について、協働を望む分野について聞 きます。問32が協働を望む事業形態をお聞きします。問33が総括的な話でパートナー シップ形成のために県が取り組むことをお聞きします。32ページは以上でございます。 以上がパートナーシップについての質問でございます。33ページが多様な主体との連携 という部分でございまして、第8章で、これは基本計画の3つ目の柱である多様な主体と の連携に関する施策と事業ということで、正に調査項目にありますような議会、市町村、 企業、大学、研究機関との連携ということが書かれているわけでございますが、それに対 する質問を設けております。問34で議会との関係を聞き、問35で市町村との関係、二 一ズを聞き、問36でも同じように企業との関係を聞き、問37の大学、研究機関、シン クタンクも同じでございます。問38が広域的な連携ということで、むしろ他の同士の方 との関係を聞くということで交流ネットワークの形成の状況をお聞きします。問39がそ の関連でもありますが、地域との関わりということで地域との関わりの度合いをお聞きし ます。これが多様な主体との連携でございます。34ページの調査票の部分は基本計画の 第5章の部分に出てくるのですが、総合的なNPO施策と事業という部分がございます。 そこには1番目にNPO活動の中核機能拠点の整備というのが書かれておりまして、それ がこのNPOプラザとして現実化されているわけですけれども、そのNPOプラザについ てのニーズなどをお聞きします。問40が利用の有無、問41が利用した方への内容、問 4 2 が利用していない理由、問 4 3 がプラザのあり方ということでいろいろ選択肢を設け てお聞きします。問43の選択肢は基本計画に書かれている内容を基本的には踏まえて書 いております。35ページ以降は対象が分かれて来るんですけれども、法人格についての 質問をしたいと思います。まずは10章で法人格を持っているところにそのメリットをお 聞きし、次に問45で持っていないところに取得の予定の有無を聞きたいと思います。3 6ページに移りますけれども、問46で法人格の必要な理由を聞き、逆に予定していない ところには、問47で不必要な理由というものを聞きます。個別の項目は以上でございまして、37ページ最後に自由意見ということで、県への要望などを自由に書いていただきたいと思っております。大変駆け足で目の回るような説明で申し訳なかったんですが、以上でございます。

山田会長

はい、有り難うございました。

この実態・意向調査の調査票案が提示されましたけれども、御質問、御意見をいただき たいと思います。

小玉委員

5年ごとに見直しということで聞きたいことがたくさんあってこれぐらいのボリュームになっているんだなと感じますけれども、実は私、今朝これをやってみました。うちの中間支援組織にも毎月のようにこういうアンケートが届きますが、正直言ってアレルギーになっています。時間が割かれるわけですけれどもこの分量は相当なものだと思います。今日さくさく書いて40分ぐらいかかりました。じっくり考えて記述式のところも含めたら1時間はかかると思います。それでも大事な意向調査なので、この分量でやるとすればその重要性というのを最初にアピールして、ぜひそれが次の施策に反映されるんだというようなところを書いていただければいいでしょうし、もう少しボリュームを少なくできればたぶん書いてくださる方も多くなるのではないかなと思います。

櫻井委員

今、小玉委員がおっしゃったことに全く同感なんですが、大学の学部の卒業論文などで 調査票を先生に見せたときに、こんな内容だったら即却下されてしまうなと、こんなので は誰も答えてくれませんよと言われそうで、けっこう分量が多いというのは印象としてあ ります。ただ、具体的に内容的にどこをどう削るかということを考えたときに、2点ぐら N31ページのNPOと行政とのパートナーシップの確立のところですが、この調査結果 の目的が県の基本計画の見直しですから、やはりそういうところに焦点を当てる必要があ ると思います。さきほどファンドのところで市町村行政と県との連携とかそういうことが 考えられないかと冒頭で秋葉委員からお話しがありましたけれども、例えば、この問27 から問33までの間を見ると行政というのは県と市町村が一括りになっていますが、ここ は市町村と県を分けて把握する必要があるかなと思います。NPO法人の場合は認証制度 そのものが県の事務ですから県行政と向き合うというのは、当然認証の際にあると思うの ですが、実際、市町村でNPO活動をやる場合には、市町村から委託を受ける、あるいは 助成を受けるということが多分にあると思います。その意味では、県がやる役割と市町村 がやる役割というのは、次の計画の見直しでは少し見える形にしていく必要があると思い ます。繰り返しになりますが、市町村と県とで分けて聞くべきかなと思います。あとは、 業務委託という点なのですが、関連して33ページでまた改めて問35では市町村との連 携ということを聞くわけなのですが、ここでは、業務委託については聞いていないわけで すよね。そして1番のところで財政的支援をということを業務委託を含んで考えていると すると、私などはとてもまるが付けられない気がします。県の方では業務委託をたくさん 進めて、それを財政的支援と捉えているのだとすると、私の認識とは違いますね。とても 支援されているとは思えない安い金額での業務委託がいっぱいありますので、その財政的

支援の中に業務委託が入るのだとすると、そこはちょっと整理して欲しいと思います。あ と前段の問19で財政的支援という項目の中に「業務委託の推進」とあるわけですが、N POによってはまるが付けられないというものがあるかなと、少し細かいことですが気に なります。いずれにしても計画の見直しに当たっては、市町村行政と県行政でNPOと現 時点でどういう関係をNPOと結んでいるのかということをもう少し見える形にしていく 必要があると思います。それが大きい1点目です。それから33ページの問39ですけれ ども地元地域との関わりということですけれども、ここはもう少し細かく書けないかなと 思います。仙台市のようなところはまだしも、農村部に行きますと地元の町内会とかPT Aとか、いわゆる地域団体と言われるようなところと結びついてNPOの活動をやってい るようなところもあると思います。私は塩釜からということで来ていますが、そういうと ころと連携しなければ公益活動などできないという状況があって、その意味ではこの問3 9の5番のところで「地元の他の団体と」と書いてありますけれども、もう少しここを例 えば「地元の各町内会などの地域団体」とか、他の団体と言われると何かほかのNPOと か新しい組織を指してまるを付ける人がいるかも知れないんですが、宮城県とか東北とい った所でNPO活動をする際に、こういった地域団体との連携というのは一つの課題かな と思うので、もう少しここを見えるように丁寧に書いて質問項目を設定したらいいのでは ないかなと思います。特にこういうところには関心があるんですね実際には。農村でNP 〇活動をやる場合にはNPOだけが踊っているわけではなくて、地域に根ざすにはある意 味古い組織体と関係を作りながらやっていかないとNPO活動にはならないということが あるので、地元地域という部分と市町村、県行政の役割を少し分けて論じるべきではない かという、その2点です。

山田会長

大変大切なご指摘いただきましたので、ぜひこれは御検討いただきたいと思います。特に先ほど小玉さんが言われたことと関係があるのですが、闇雲にみんな聞くのではなくて県が今までの施策を総括してどんなことを本当は聞きたいのかという目標を定めないと、聞いたはいいが計画書に反映されなかったということも多々ありますので、県がいったい何を知りたいのかという総括の延長上できちっとやっていただくということが必要なのと、県と市町村というのは地域のNPOにとっては全く別なものだということです。特に地域で活動されている方は、県はそれなりの対応をされて来たんですけれども、市町村でなかなか促進してくれない、サポートしてくれないということで大変困っているところもありますので、別に聞かないとぼやけてしまうということについて私も同感ですのでぜひお願いしたいと思います。それから、委託業務は当初の計画では、支援事業ではなくてパートナーシップ事業でずっとやって来たわけで、これが担当職員にも支援事業だと思っているところにいろいろな齟齬があって、トラブルがあるわけで、これは1足す1は3をつくり出すための事業だという認識を持ってもらわないと、この委託業務に関しては行政にかなりの問題があるわけで、この辺を行政は反省していただきたいと思いますので、櫻井委員のお話を踏まえて再検討いただければと思います。

渡辺環境生活部次長

来年度、再来年度でこの基本計画を見直すということで、この 5 年間基本計画の則って どれだけのことができてきたのか評価しつつ、未来に向けて何を調べて計画を改めなけれ ばならないかという、その基礎資料にしようという視点はございました。その結果これだけのボリュームになってしまいまして、そのことは確かに忸怩たるものがございまして、小玉委員には直接書いていただいて時間まで計っていただいて大変恐縮でございまして、いくつかのNPOに実際に書いていただいてシュミレーションしてどこを減らし、どこを書きやすくするかということはやってみたいと思っております。それから、行政のところは、国、県、市町村となっておりまして、これはいかにもそれを一並びに考えることは無理でしょうと、そこで最初は県だけに絞ることも主張してみたんですけれども、実はこの基本計画で特に遅れているのは市町村との連携でございます。それで今日の議題にも入れてと頼んだところ、今日は議題が多すぎるので次回にしてと断られたぐらいですので、市町村とどう連携していくかという質問を別枠でたてるというのはボリュームとの関係で問題はあるにしても必要なことだと思います。それから業務委託はパートナーシップであるのに、支援と捉えているのかというお叱りについては誠に申し訳なかったとお詫びをさせていただきます。

山田会長

今のお話と関連して、これはNPOに聞くことではなくて県自身が考えるべきことというのがありますよね。例えば、多様な主体との連携で、議会との連携とか市町村との連携はNPOがするべきことではなくて、県がどうすべきかということでありまして、お門違いかなというのがこの8の多様な主体との連携、これは県がすべきことですね。それから中間支援組織に関しても、NPOと中間支援組織との連携ではなくて、県と中間支援組織との連携だから、これは聞き方がこれでいいのかどうかという疑問がありますね。

渡辺環境生活部次長

正に、基本計画をお作りいただいたみなさんに、この先を見通してこの調査には何を入れるべきかという御助言を今日はいただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

武田NPOプラザ館長

現在の基本計画なんですけれども、これを読んで私驚いたんですけれども、基本計画のトーンが宮城県がやることばっかり書いてあるわけですね。こういう計画というのは行政計画の中でも珍しいわけです。これに携わるNPOの方、県民の方々、そして企業がNPO活動促進のために何をやるべきか、何がやれるのか、何をしていかなければならないのかというところがないんですね。条例の方にはそれがきちんと唱われておりまして、今からどういう計画をつくるのかというのは議論しなくてはいけないわけですが、やはりNPOの方々がどういうふうな取り組みをしていくのかというところをきちんと入れていくべきじゃないかなと思うわけです。そこで3本柱がございますが、支援・促進に関する施策と事業、パートナーシップの確立に関する施策と事業、ここのところは県が主体でやれることをいろいろ書き込んでいく、それから多様な主体との連携に関する施策、これも県もやることがございますでしょうけれど、NPOが多くの関係者とどういう連携をとっていかなければならないのかと、そういったところを聞きたいなと、そういう視点も大事かなということで8については、県が主体ではなくてNPOさん何を考えるんですかというようなトーンでお伺いをしているわけです。

山田会長

今、調査票の話ですか。それとも促進計画の話ですか。

武田NPOプラザ館長

これは計画に合わせて、それに基づいて現状を把握なり意見を聞くということです。 山田会長

計画はNPOの計画があるわけだから、県に「NPO何しなさい。」なんていうことを書く必要ないんじゃないですか。これは県の計画でしょう。NPOはそれぞれちゃんとミッションを持ってやってるわけじゃないですか。どうして、NPO何しなさいということを書かなくてはならないんですか。

武田NPOプラザ館長

NPOとして、どういったことがやれるのかということもあってもいいのかなと。 山田会長

それは誰が書くんですか。それはNPOがそれぞれ書いているでしょう。定款にも唱っているわけじゃないですか。それをなぜ県が強制するんですか。それはスタートラインからおかしいんじゃないですか。どう思われますかみなさん。これにNPOが何しなさいと書くんですか。そういう話じゃなかったでしょう、この促進計画は。県がNPOを促進するために何をしなければいけないかということを書くのがこの促進計画書でしょう。

武田NPOプラザ館長

促進計画を作ったときには、これからのNPOをどういう風に育成するのかという視点で県が何ができるのか、何をやるべきだというトーンでまとめられたと思いますが、NPOの方々も相当育っておりますし、そしてNPO自身が力をつけるためにはこうあるべきではないのかというような御意見も出ているようでございますので、NPOとしてはこんなことをやっていくべきじゃないのかというようことも、触れていく方法もあるのかなと思ったわけです。

山田会長

それはやめた方がいいと思いますよ。

紅邑委員

この調査票は昨日か一昨日くらいに届いたんですかね。もっと前だったでしょうか。私、ちゃんとよく読んでいなかったので、ここで初めて目を通したのですが、今、いろいろ委員の方々から設問についてお話がありましたが、今日この場で提案をするというのは難しいと思います。私も、大分不備があるなというのは、今見ただけでも何か所か発見しましたが、設問をどの段階でどう決定していくのかというところの予定をお聞かせ願いたいと思います。例えばここで意見をもらって、もしかして少しサンプリングをして設問がこれでいいかどうかということを考えていかれる予定なのか、それとも、今日ここで聞いた意見を反映して決めてしまうということなのか、もしくは委託をしたNPOと一緒に再検討していく予定なのかを伺いたいと思います。それから確かに分量は多いのですが、施策を見直していくということで、今までの5年間の現状とその課題を洗い出して、それをどういう風にさらにいい形でNPOの活動の促進を県としてどういう風に取り組んだらいいのかということを見出すための材料を探すということがこの目的だと思われるのですが、そのときに単に県の見直しだけに生かすというのではなくて、NPOや市民や企業といった外向けにこのデータを活用してもらえるのかということも含んだ形でこの調査を行う予定なのかどうかお伺いします。というのも、私達も2年ぐらい前に東北6県のNPO法人調

査をやったときに、これよりは大分シェイプアップしたつもりですが、かなり細かいことを書いていただいたんですけれども、それの戻りということに関してはとても苦慮しました。そういった意味ではかなり人材も投入しましたし時間も投入しましたけれども、さきほどいただいた資料を見ますと、かなり短期間で人材も割と少ない形でやるということで専門性も高いところでないと、調査を実施してまとめていくということは難しいのではないかと思うのですが、ただ調査しただけでその先どう使われるのかということが調査をされる側にも見えていないと協力したい気持ちにはならないんですね。それはモチベーションを出すように私達も一生懸命、前回のときも努力したのですが、やはりその辺のところを県として、これを実施するに当たって見直しの他にどのようにこれを活かそうと思っているのか、もし今考えていらっしゃることがあるのであれば伺いたいなと思いました。

山田会長

スケジュールの問題と調査の活用のお話ですね。

青山NPO活動促進室長

スケジュールの関係なんですが、今日御意見をいただいて取り入れらるところは取り入れて調査項目を固めようという気持ちはあったんですけれども、いろいろ今日御意見をいただきましたので、いただいた御意見をこちらで整理しまして、また御相談させていただきたいと思っております。秋から調査を開始しようと思っておりますので、急ぐ作業になってしまうことになりますが、そうさせていただきたいと思います。データの活用ということでは、確かにこちらの中だけで見るというわけにはいかないと思いまして、取りまとめた結果は紙媒体なりホームページなりに分かりやすい形で提示して活動の参考としていただこうかなとは考えております。

渡辺環境生活部次長

さきほど、小玉委員からも御指摘がありましたけれども、ある程度のボリュームのものに御協力いただくということに関して言えば、趣旨を御理解いただけるような前文が十分に必要ですし、御説明の機会も必要であればしたいと思います。それから、委託をする団体について、これは公募いたしますけれども、調査の項目の内容については委託団体と相談する予定は今のところございません。ただ、回収率を高めるということは非常に大事なことですので、それだけの実施能力のある団体を選びたいと考えております。

大木委員

県が調査をするわけですから、その後の分析はそんなに大変ではないのかなと思うのですが、私もかつてそのようなアンケートに関わったことがありまして、項目がものすごく増えて、その後の解析がとても大変ということがあって、せっかく調査しながら途中で一部削除するというような活かしきれないというような場面があるわけです。そういうことも含めてもう少し分量を減らした方がいいのではないかと思います。と言うのは過去にもせんだい・みやぎNPOセンターもいろいろ調査をやったり、いろいろなところがいろいろなNPOに関する調査をやっているわけです。その中である程度こういう調査から読みとれるものは外してもいいのではないですかね。重要なものは宮城県独自の課題もあると思いますからやらなくてはいけないと思いますが、ある程度分量減らさないと書くのが大変じゃないかと思います。私も書いたわけではないんですが、心を入れ替えてこのように見たわけです。自分の組織を再点検するためのチェックリストと見て辛抱しなくてはなら

いないかなと思って見ました。それとこの調査の見返りとして、調査報告書を書いた結果が県の施策に確実に活かされて最後には自分のところに返ってくるんだというようなことがあれば、かなり率先して書くのだと思います。ですからそういう説明会みたいなものを開催してできるだけNPOの方々に理解していただくということは絶対必要だと思います。それからアンケート項目を減らす場合に気を付けなければならないのは、クロス集計するときに減らし方がまずいとクロス集計できない項目が残ったりするので、十分気を付けてアンケートの結果をまとめるための統計手法について詳しい方にも相談しながら、こういう設問をしてこうやるとどこまできちんとまとめられるのかということをある程度やらないと大変だと思います。

紅邑委員

データの活かし方という点については、大木委員もおっしゃっていたんですが、NPOの活動促進を進めていく上で、自治体、市町村の取り組みを施策に反映させていくというのはとても重要なことだと思います。ですから、施策の見直しの中にも市町村との連携というのが入ってくると思いますが、それを市町村のどの担当者にもある程度このデータを活かすような機会を想定しながら調査結果を活かすというようなことをしっかりと位置づけてあった方がいいんじゃないかと思いますので、データの活かし方もそのように活かされるんだというふうに調査の段階でNPOに伝わってあれば、それなら一生懸命書いた方が自分に戻ってくるんだというふうに感じられると思うんですよね。ですから施策の先にどういううふうに繋がるのかというのは、はっきり明示してそういった調査は行うべきだと思います。

大森委員

前回の12年のときの計画を策定するときにはこういった調査をされたのかどうかとい うことと、もしされたとするならばそれと今回の質問項目が項目としてどうリンクしてい て、前回とどのような差異があるためにこのような質問項目が設定されているのかという ことと、それから一つは目的が頭のところに書いてありますけれども、もう少し突っ込ん で、こういうことのためにこの調査をしますというところをもう少し明確に表現して、明 確に認識できるようにした方がよろしいのではないかなと思います。それから個々の質問 項目については、紅邑さんもおっしゃっていましたけれども、もう1回よく見ないとなん とも言えないというところがございまして、細かいところですが問の27を見ますと、こ こでは明らかに次元の違う2つのことを聞いていて回答は1つしかできないということに なっています。行政とどういう位置関係にあるかということと、関わりを持ちたいのか持 ちたくないのかということと2つのことが問われていまして、 は1つだけ付けてくださ いというふうになっていますね。仮に例えば、行政とは対立的な関係にあるというNPO があって、対立的な関係にあるという3番にまるをつけるべきなのか5番にまるをつける べきなのか迷うわけですね。質問項目を少なくするためにこういう形になったのかなと思 いますが、これでは答えがわからないと、あるいは問の42番でNPOプラザの利用状況 で利用したことがないというのはどういうことですかということで、回答の3番で利用し たいサービスがわからないからというふうにありますが、これは自分が何を利用したいの かわからなという意味なのか、それともどういうサービスが提供されているのかわからな いという意味なのか、いろんな取り方があると思います。項目が非常に多岐に亘るので一

つ一つ見ていきますと、大分、要チェックのところがあるのではないかなという感じがしておりますので、再度お時間がある委員のみなさまに意見をフィードバックするような方法を採られたらよろしいんじゃないかなと思います。

山田会長

目的に関わるところで大木委員とか紅邑委員がおっしゃられたことと重なりますので、それはぜひ御検討いただきたいということと、前回調査との関係はどうなっているのかということと、3点目が点検を要する項目があるのでこれをきちっと点検した上でやられたらということですね。2点目の前回調査との関係についてはどうですか。

青山NPO活動促進室長

前回12年10月に基本計画が策定されたわけですけれども、その前の平成10年の5月から6月頃にかけてやっております。項目は、活動の実態については同じような項目で設けてあります。活動の内容で力を入れている分野とか、取り組んでいる分野とか、活動形態とか情報の収集とかスタッフの状況とか財政状況、現状としてどういう機能が不足しているかといった点や法人格の必要性の有無といったことを聞いております。活動の実態の部分は当時の調査の部分を参考に作ってあります。

山田会長

それとの関係をどうするかということも少し検討いただいてということですね。 能公季昌

2 1ページの受託者の選定基準の に県で把握していないNPOをどれだけ知っている かというのが選定基準の項目になっていますけれども、これは何れNPOの認証は県です から県が知らないということはないと思うのですが、設問を見ますと任意団体も含めて、 県が知らなくて、応募してきた団体がどれだけ知っているかという意味ですか。

黒川NPOプラザ次長

NPO法人については、県で全部把握しております。認証済み、申請中も含めて全部把握しております。それ以外の任意団体のNPOについては調査の対象のところにありますように情報ネットそれからNPO名簿、地域づくり団体名簿をベースにしているのですが、それ以外にもきっとあると思うわけですね。そういう団体をできるだけ多く把握しているNPOであればそのノウハウもこれに追加して調査対象を増やすなりして、せっかくやる調査ですから実のあるものにしたいということで、この項目を入れております。

山田会長

何れにしろ、少し委員のみなさまも含めてこの調査票の中身を検討いただいた方がよい ということですね。委員の皆様の御意見を踏まえて御検討くださいということです。

青山NPO活動促進室長

対象とするNPOはNPO法人の他、任意の法人格を持っていないところも対象とします。ある程度こちらの方ではNPO情報ネットにも登録されておりますし、前に作った名簿とか地域振興課で持っている地域づくり団体名簿を使って調査対象名簿を作るわけでが、実は予算の関係もあって対象は千団体程度になるかなと思っております。本当はもっとあるのかも知れませんが、集計の能力・時間ということもありまして、そこはある程度限定せざるを得ないかなと思っております。今回の調査は全数調査というよりもNPOのニーズ意向、傾向を確認するということですので、そのような形でさせていただこうと思

います。

能谷委員

定款に書かれている内容や活動分野ということも考慮して対象団体を選ぶのですか。

青山NPO活動促進室長

そのように分野で按分するというようなことは考えておりません。

山田会長

調査に関しましては、今出ました御意見を踏まえて対応していただくということでよろ しいですか。

それでは4の平成16年度事業の方向性について、報告いただきたいと思います。

NPO活動促進室阿部主任主査

それでは平成16年度事業の方向性について御説明いたします。

44ページをお開きください。

県財政につきましては、依然として厳しい状況にありまして、来年度におきましてもいずれ厳しい状況であることには変わりないだろうということで、厳しい予算編成が予想されております。ただ、そういった中でも、NPOの活動が効果的に推進されますように、例えば予算をかけなくても行える事業を企画しながら有機的に進めて参りたいと思います。

それでは、項目に沿って御説明いたします。

まず、1のNPO法の施行事務につきましては、引き続き法人の認証事務を行って参り ます。最近になりまして、認証数が非常に早いペースで増えておりまして、来年度もこの 傾向が続くものと考えております。それから、NPO活動促進委員会ですけれども、例年 通り定例の促進委員会は2,3回程度実施し、それ以外に基本計画の見直し作業がござい ますので、この見直しに関しての委員会を別に3回程度開催したいと思います。ただ、こ れは、この促進委員会で審議すべきか、別にワーキンググループを組織して審議すべきか といった点については別途検討する必要がございますけれども、一応、今回はこの欄に記 載いたしました。審議は16年度は3回程度、17年度に2回程度開催、合計5回程度開 催し、その間に県民からの意見を聴取し、最終的には議会での議決を経て見直し案を取り まとめたいと思っております。そして、平成17年度中には印刷物として仕上げたいと考 えております。次にNPO・青少年協働促進事業ですけれども、これは今年度から引き続 き継続して実施して参りたいと思います。この事業は平成13年度から始まった事業で今 年度で3年目となります。終期は今年度で終わりということにしておりましたが、出前講 座が非常に好評でございまして、来年度も引き続き実施するということで予算措置したい と考えております。次にみやぎNPO活動促進ファンドですけれども先程御説明いたしま したとおり、今年度に制度を立ち上げましてうまく軌道に乗せられるように適切に執行し たいと思います。また先程、委員からも御指摘ありましたとおり、なかなか寄附が集まら ないのではないかといったこともございますので、心して実施して参りたいと考えており ます。次に新規の事業といたしまして、NPOマネジメントサポート事業を計画しており ます。これは新規として予算要求していきたいと思いますが、内容といたしましては、N POが自らの活動を展開する上で、組織マネジメントに必要な専門的なノウハウ、例えば 経理であるとか財務であるとか税務であるとかといったノウハウをいかに確保するかとい

う問題につきましては、活動資金の問題であるとか活動場所の問題であるとかいったこと と同じように重要な課題の一つであろうと考えております。そこで、NPOが本来目的と する事業以外に費やす時間であるとか人的・組織的余裕というのは極めて限定されている ことから、県としてもそういったマネジメント能力の養成を図ろうということで新規事業 として企画しております。例えばどういったものを想定しているかと申しますと、団体の 立ち上げ時期にあるNPOにつきましては、財務であるとか経理であるとか広報であると か、こういった基本的なマネジメント能力の養成を目的とした講座を県内各圏域で開催す るといったことや、発展期にあるNPOについては公認会計士であるとか税理士といった 専門の方々をNPO専門相談員として委嘱して、相談会を実施するといった事業を想定し ております。次は継続事業で庁内NPOサポーター派遣事業ということで、県庁職員の中 でいろいろな技能、資格をもっている職員を募りまして、それを希望するNPOに派遣す るという事業で、出来るだけ多くの職員がリストに載るよう、また幅広い活動に対応でき るよう,NPO側にとって利用しやすいものとなるようにしたいと考えております。それ からみやぎNPOプラザにぎわいサロン事業につきましてはこれも継続事業でございまし て、NPOの活動の紹介の場として実施して参りたいと思います。次にNPO業務委託推 進事業につきましても、ガイドラインに基づきまして、なお一層業務委託が進むよう推進 していきたいと思いますし、今年度の試みとして行っております評価事業も来年度も引き 続き行っていきたいと考えております。最後はNPOプラザの運営事業ということで、こ れも運営の充実になお一層努めて参りたいと考えております。

以上、簡単でございますけれども来年度の事業の方向性について御説明させていただきました。

山田会長

ありがとうございました。16年度の方向性ということで御説明ありましたけれども、何か御質問、御意見ございましたらお出しください。

小玉委員

2つお伺いしたいと思います。

NPO・青少年協働促進事業ですが、私どもも青少年と事業を行っていますが、まだまだNPOについて学校側がわかっておりませんし、NPOなになにですといったところで受け入れてもらえません。ここはやはり、行政の力が必要だと思いますので、この事業はできるだけ継続していただきたいという要望です。

それから、庁内NPOサポーター派遣事業ですが、これの実績例がございましたらお伺いしたいと思います。

青山NPO活動促進室長

庁内NPOサポーター派遣事業でございますが、これは今年度からの事業となっておりますが、年度後半に取り組もうと考えておりまして、まだ具体的な実施に至っておりません。

紅邑委員

庁内サポーター派遣事業なんですが、まだ具体的ではないということですが、正直申しまして、サポーターとして本当にNPOに入っていけるのかなと思います。むしろ、NPOが況を職員が知る機会を提供することの方が先で、その後、自分の特技として使える

のはなんなのかということを考えるというのが、プロセスとしていいのではないかと思います。これを聞くと県庁職員は非常に能力が高くて、行けばすぐにお手伝いできるのではないかということだと思いますが、これは企業でも同じで企業の方がいろいろスキルがあって、このスキルをもってNPOに行ってすぐ能力を発揮できるかというと、やはりNPOというのは別の世界であったりもするので、むしろ現場に行く機会をもっと提供するところからやっていくのがプロセスとしては順当ではないかと思いますので、検討の余地があるのであれば考えていただきたいと思います。

それからNPOの活動促進というところで、基本計画の見直しに促進委員会が関わっていくということでしたが、できるだけ公開の場でやっていくということを考えた方がいいのではないかと思います。やはりここだけで話しをしているというのではなくて、公の場を使ってやっていった方がよいのではないかと思います。

山田会長

サポーターの件については、私もそのように思いますし、基本計画の見直しについては もう少し公の場で検討したらいいのではないかということですね。

武田NPOプラザ館長

紅邑委員からお話しのありました件について、大半の職員がNPOのことに関してわかっていないというのが実態ですので、NPOと行政の意見交換の場を設けていきたいと考えております。NPOの方々から、行政のこの部分について聞きたいというのがございましたら担当のセクションに掛け合って、意見交換の場を持つということをやっていきたいと思います。そういうことを通しながら職員のNPO理解に努めていきたいと思っております。

櫻井委員

-つは、全体を通しての話しですが、私は個人的にはこの委員会には公募委員として応 募したのですが、その理由というのはこの基本計画を一県民として読んだときに、共鳴す る部分があったわけです。例えば、業務委託を例に出しても山田委員長がおっしゃるよう にパートナーシップを推進していくための業務委託という位置付けをされているわけで す。仙台市の条例とか方針を見ても、例えば同じ業務委託を見ると委託を受けるNPOの 専門性であるとか事業遂行能力ということを見極めて委託する、行政事業をより効果的に やっていくためにNPOとの協働が大事なんだということを制度理念上位置付けているわ けです。一方、首都圏の制度などを見るとNPOを支援するために業務委託をやりますよ と位置付けているわけです。この2年間促進委員をやってきて感じるのですが、制度理念 と実務にずれがあるのだなと感じました。さっきの調査票の中の財政的支援の中に業務委 託が入るというのもそうですが、県財政が厳しいということは県民もみんなわかっている と思うのですが、パイがどんどん小さくなっていくんだけれども、その中で大事にしなけ ればならないことがあると思うわけです。それは最初の出だしの段階で業務委託とはこう いうものだとしっかり位置付けていることを再点検することが必要だと思います。それと 関連してファンド事業に関して、非常に申し上げにくいのですが、私は一県民の立場で言 うとやめた方がいいのではないかというのが正直なところです。要は税金を使ってこうい うことをやる時に、NPOの方々が関わって計画を作って事業を実施していくということ を大事にしているからこそ、どういうふうな意味があるのかということを言えない状況の 中で見切り発車的にスタートするのは好ましくないのだと思います。ファンド進めるのであれば、特に運営委員会の権限に関しては文言として明記して欲しいと思います。運営委員会にはこういうことをお願いしようと思っていますとは言っても、唯一NPO側の意見を主張できるこの運営委員会の権限を明記した方がよいと思います。

山田会長

この基本計画は、NPOと行政が共に筆をとって対等な関係で作り上げてきたと思いますが、それが少しぼやけてきた面もあるのでこの機会に確認しながら進めていきたいと思います。

渡邊環境生活部次長

多少事務局の弁護になりますが、公益信託方式につきましては銀行そして運営委員会を中心に進めていかなければならないということで事務局で勝手に絵を描いて進めるべきではないということで、かなり慎重に事を進めております。次回の促進委員会ではだいたいの概略を皆様にお諮りする予定ですので、もう少しお時間をいただきたいと思います。運営委員の役割が非常に重要でその役割を書くべきだということは御指摘のとおりだと思います。それから業務委託の事に関して、調査票の設問の中でちぐはぐな設問がされていたので、率直にお詫びを申し上げましたけれどもガイドラインの中でもパートナーシップ事業として位置付けておりますし、県の職員と勉強会をもちますときにも公共の対等な担い手であるNPOと地域づくりの構想を共に作り、そしてそれを実施するときにどのように分担するのかという際にこの事業委託というのが出てくるべきものであって、ガイドラインがあってそのための予算があるので、無理に委託業務を作り出すということではないということは常々確認しておりますので御承知願いたいと思います。

山田会長

実際に受託側から見ますと、必ずしも県の職員が理解されているのかどうか怪しいなというところもありますので、ぜひよろしくお願いします。

渡邊環境生活部次長

引き続き確認をしながら進めていきたいと思います。

ただ、立場をわきまえずお叱りを受けるかもしれませんが、NPO自身も事業委託に財政的な軸足を置くということは謹んでいただきたいということを言わせていただきます。

山田会長

それでは、平成16年度事業の方向性につきましてはこれでよろしいですか。

次に促進委員会の委員改選について説明をお願いします。

NPO活動促進室阿部主任主査

促進委員会の委員改選について、協議というより御報告をさせていただきます。

促進委員会の任期につきましては促進条例第16条によりましてその任期は2年とされております。平成13年10月1日に委員に就任していただきました皆様につきましては、今年の9月30日をもって任期満了ということになるわけです。先ほどまで出席いただいておりました坂下委員と秋葉委員は県議会議員として今年の5月21日付けで就任していただいたわけですけれども、条例上は前任者の残任期間と規定されておりますことからお二人の方につきましても、他の委員と同様に9月いっぱいをもって任期満了ということになります。新しい委員の任命につきましては、条例上知事の専管事項とされておりますけ

れども、活動分野であるとか地域的なバランスであるとか女性委員の登用にも配慮しなが ら進めて参りたいと思いますので、ご理解をお願いいたします。

山田会長

この件について何か御質問、御意見ございますか。

なければ、その他として何か事務局からございますか。

NPO活動促進室阿部主任主査

それでは、その他として前々回の委員会で回答を留保し、懸案事項となっていたことに ついてご説明したいと思います。

一つ目はNPO活動企画コンペの評価・総括、二つ目は業務委託の手順について、三つ目は県が行うNPO施策関連事業の年度当初一括広報についてということで、この三つについてご説明いたします。

はじめにNPO活動企画コンペについてご説明いたします。

NPOプラザ伊藤次長

お手元の平成15年度NPO活動企画コンペ助成決定団体の資料でご説明いたします。 この資料は平成11年度から平成15年度まで助成を受けた80団体について記載して おります。この事業の目的を簡単に言えば、NPOの活動支援ということになりますが、 これはNPOが企画した事業に使っていただくことは当然ですけれども、その後の活動の 継続にも資するような、シードマネーにしてもらうという期待を込めて助成しております。 助成を行った年度毎に報告会を行って、事業報告書を出してもらうわけですが、その報告 書の中に、助成を受けた成果や自己評価、外部評価というようなものを記載していただい ております。その他、この事業を行っての課題、その後の展開についても記載していただ いておりますが、それによりますと概ね期待どおりの成果が上がったという自己評価結果 が出ております。その他、課題というものも出ておりまして、どのように改善していくか という目標のようなものも述べられております。また、実際にいくつかのNPOにはこの 助成を受けてどうだったかということをお伺いしました。その結果、ほとんどは助成を受 けてよかったということで、その後も事業を継続しているという団体が多くありました。 これは、この企画コンペの目的とするところがある程度達成されているものと考えており まして、この企画コンペ事業は、概ね所期の目的は達成できたのではないかと思います。 ただ、一部にはこの助成事業をもって事業は終わってしまったという団体もありましたの で、今後、これからファンドを立ち上げるわけですが、もらってよかったというだけでは なく、その後の活動にしっかりと継続的に役立てられるようなものにしていきたいと考え ております。

NPO活動促進室阿部主任主査

それでは回答を保留しておりました前々回の委員会でお話のありました委託事業の手順について、それが県が自ら企画して生まれた事業なのかそれともNPO側から提案されて事業化されたものなのかといったことと、その委託事業が実際にどこに発注されたのかといった御質問が藤田委員から出されておりました。前々回委員会では年度途中でもありまして、どこのNPOに委託したかということについては、年度終了時に一括お知らせしますということにしておったところでございます。別資料としてA4横長の平成14年度NPOへの業務委託状況一覧という資料を出しておりますので御覧ください。これは平成1

4年度末に県庁内各課に照会をかけまして、昨年度NPOに委託した実績をとりまとめた ものです。事業内容であるとか委託金額であるとか実際に受託したNPOであるとか、そ ういったことを網羅しております。御覧のように平成14年度につきましては21の事業 がNPOに委託されました。そのうちNPO発注ガイドラインに則って委託されたものが 11件ございます。見分け方は一番右側にNPOガイドラインというところにまるがつい ているものがガイドラインに則って発注された事業です。このうち、お話のありました、 県が企画した事業なのかそれともNPO側から提案されて事業化されたものなのかどうか ということでございますけれども、この一覧表に載せております事業につきましては、全 て県が企画して事業化されたものでございまして、NPOから提案されて事業化されたも のはございません。ただ、平成15年度、今年度の事業に関しましては資料13ページの 1 1 番目の事業がNPOから提案されたもので、県としても正に行うべき事業であるとい うことで予算措置されて事業化されたものです。NPO側から提案された経緯ですけれど も、これはNPO活動促進室が中心となって国の緊急地域雇用創出基金を活用しまして、 NPO側から広く事業提案を受けまして、その提案された事業を所管する県庁の担当課の 方で、提案された事業が県として行うべき事業なのかどうかということを検討します。そ こで、正に県として行う事業だということになれば、県の財政担当課といろいろ折衝を行 って予算を措置するわけです。その結果、予定どおり予算がつくということもありますし、 認められないということもありますし、認められたけれども予算が削られたということも あるわけです。最終的には3月に県議会で予算が議決されます。議決されて初めて、これ が県の事業ということになるわけです。

次にNPO関連事業、特に公募事業については年度始めに一括広報して、NPO側が年間スケジュールを立てやすいようにすべきではないかというお話でございました。これにつきまして、平成15年度のNPO活動促進事業に関しては、みやぎNPO情報ネットのホームページの宮城県の施策という部分に一括掲載して今年度のNPO施策はこのようなものがありますということの広報を行っておりますし、その中の個別の事業に関して、公募をかけて行うようなものは、スケジュールが固まり次第トップページに移して、新たに設けたトピックス欄に載せて周知を図っているところです。また、県庁全体でNPOに発注する委託事業一覧表も同じホームページに年度初めに一括掲載したところでございます。これらの委託事業のうち、NPOから広く公募をかけて委託先を決めるような事業につきましては、同じホームページのトピックス欄に掲載するよう県庁内の各課に働きかけております。年度始めに全ての事業のスケジュールを一括掲載というのはなかなか難しいわけですけれども、決まったものから順次ホームページに載せてわかりやすいようにしていきたいと思いますのでご理解をお願いします。

山田今馬

3点について御報告がありましたけれども、何か御質問ございますか。

紅邑委員

企画コンペの評価のことですが、その都度事業報告の中での評価は行われていると思いますが、知りたいのは11年度から14年度の71団体に対して、その後どのような成果に繋がっているのかというようなことが求められていたのではないかと思います。この時に20万円もらった、30万円もらったというのがどのように今の活動の中で活かされて

いるのかということが、実は私は知りたいわけです。いい成果もあれば、あまりうまくいかなかったという場合もあると思うので、その両方が実態として見えてくればいいと思います。もし、そのことを把握しているのであれば、外側に対してのフィードバックはどのように行っているのかということをお伺いします。できれば、そういったことは、今年審査をした人達に事前に情報提供されてあれば、また見方も違ってくるのではないかと思うので、その仕組みがどのようになっているのかもお伺いします。

NPOプラザ武田館長

紅邑委員のおっしゃることはよく理解できます。

先ほどの説明は実績報告とそれからヒアリングで確認したことをまとめてお話いたしましたが、なかなか総括にはなっていなかったかも知れません。ファンドでどのような支援をしていくのかということを考える上でも、企画コンペの評価というものは必要だと思いますので、本年度中にこれまでコンペで助成を受けた団体に対してアンケート調査をやりたいと思います。

山田会長

その他は以上ですか。何かございますか。

青山NPO活動促進室長

今日はどうもありがとうございました。各協議事項について貴重な御意見をいただいて、 それを取り入れながら取り組んで参りたいと思います。

その中で、個別に御相談していた実態調査につきましては、もう少しじっくり見たいという御意見もございましたし、今日いただいた意見もありますので、それをある程度取り込んで見直しして、再来週を目途に直したものを再びお送りして、御意見をいただくという形でいかがでしょうか。このために、再度会合を開くというのは皆様お忙しくてなかなか大変だと思いますので、そのような形で調整させていただきたいと思いますので、どうかよろしくお願いいたします。

山田会長

それはよろしいですね。

他になにかございますか。

紅邑委員

先日、地震があってかなりの被害が出たわけですが、実は救援に入っている福島の団体の方が一昨日私どものところに来て、どうも仙台からの応援が見えないということのお怒りの話が私どものところにあって、大木委員が所属する災害救援ボランティアセンターが中心になって機能して、そこと連携してということですが、確かに私どもの動きも遅かったわけです。もう一つは仙台市市民活動サポートセンターでも情報提供として掲示はしておりましたが、やはり現場の声といったものは私どもも掌握していなかったわけです。そこで実際に現場に行って見てきたことを掲示しようということで、利用者の方にも声がけをしていただいて、聞いたものを貼り出していくということで緊急に対応したところですが、みやぎNPOプラザの方で災害救援ということでどのような対応をされていたのか、お聞かせ願いたいと思います。

NPOプラザ武田館長

7月26日に地震が起きて、3日後になりますけれども29日にプラザ職員3人が現地

に出向きまして、被災地状況の確認をしてきました。その中ではみやぎ災害救援ボランティアセンターの事務局長さんが活躍されてまして、事務局長さんからいろいろ実情をお伺いしてございます。新聞等にも載っておりますけれども県外のNPOの対応が早くて、その方々に教わりながらボランティアの窓口を設けたということをお伺いしまして、県の防災、ボランティアセンター等々が今後迅速に対応できるようなシステムづくりは必要だなと思っております。もう少し、落ち着きましたら、県の防災担当と話をしようかと思っております。また、被災地近隣のNPOを訪ねたところ特に大きな被害はなかったということでしたが、何かお手伝いできることがあればいつでも連絡してくださいよというお話をして参りました。

みやぎ災害救援ボランティアセンターの活躍は大きなものがありますし、いしのまきNPOセンターではボランティア募集を開始していますし、鹿島台社協とみやぎレスキューバイクサポートネットワークがボランティアセンターを立ち上げているというお話も聞いております。プラザには社会福祉協議会から災害関連ニュースが入っておりますので、その都度窓口に貼り付け、情報提供を行っております。

紅邑委員

情報収集して、それを発信するというのは確かにホームページなどでも提供されているわけですが、そういうことではなくて、職員が現場に行って来て、その結果プラザ自身で作り出したことがあったのかなかったのか、なかったとしたら今後どのようにしようとしているのかといった点についてお伺いしたかったわけです。私たちもやってなかったことがあって、気づいた時点で対応を考えたということなんです。ですから施設としてできていなかったことを今後どのように対応していくのかということを検討していただきたいという提案も含めてお話したつもりだったわけです。今お聞きしたことではある程度どのようなことをやっていたかということはわかったのですが、できれば「中核機能拠点施設という位置付けを問う」という、先ほどのアンケートの調査の中にもありましたけれども、それを今回示していくにはとてもいい機会だと思います。

NPOプラザ武田館長

私どもでできるのは、情報収集と情報提供かなと思いますが、例えばホールの入り口で情報提供を行いましたけれども、それに加えてみやぎNPO情報ネットにトピックスを設けまして、ボランティアの募集状況に関する新しい情報を載せております。その次の段階で何がやれるのかということは、まだ十分議論できなくて今後の課題と考えております。

小玉委員

阪神大震災の後にたくさんのNPOができた経緯がございますが、今回もそれを一つのいい例として、そういう気持ちのある方が立ち上がってくれると思うわけです。今の段階ではできる人がやってくださるということで本当にありがたいと思いますが、次の時にサポートできるようにしておけばいいと思います。

山田会長

それでは、大分時間も過ぎてしまいましたので、これで終わりたいと思います。

事務局

以上をもちまして、平成15年度第1回宮城県民間非営利活動促進委員会を終了いたします。ありがとうございました。